

1人に1つ。マイナンバー。

マイナンバーってなんだろう？

平成27年10月から通知カードが配付されました。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。では、マイナンバーは具体的にどのように利用されるのでしょうか。



マイナンバーとは

日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号です。

マイナンバーは個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられます。

マイナンバーを利用することで、様々な申請の添付書類を省略することができますようになります。また、マイナンバーによって所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなりますから、税等の負担を不当に免れたり、給付等の不正な受給を防止することができます。

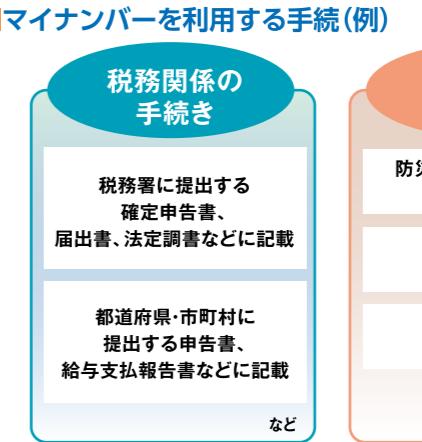
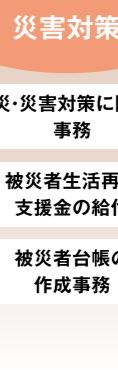
委員会が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。

便利な個人番号カード

平成28年1月から無料で個人番号カードの交付を受けることができます。

マイナンバーを使って手続きをする際には、マイナンバーの確認と身元確認が必要ですから、通知カードには顔写真付きの「身元を確認するための書類」と、運転免許証や旅券等の書類との2種類の書類を求められます。しかし、個人番号カードには顔写真が搭載されるため、個人番号カードを取得すれば1枚で両方の書類を確認することができます。

マイナンバーを確認するための書類と、運転免許証や旅券等の書類との2種類の書類を求められます。しかし、個人番号カードには顔写真が搭載されるため、個人番号カードを取得すれば1枚で両方の書類を確認することができます。

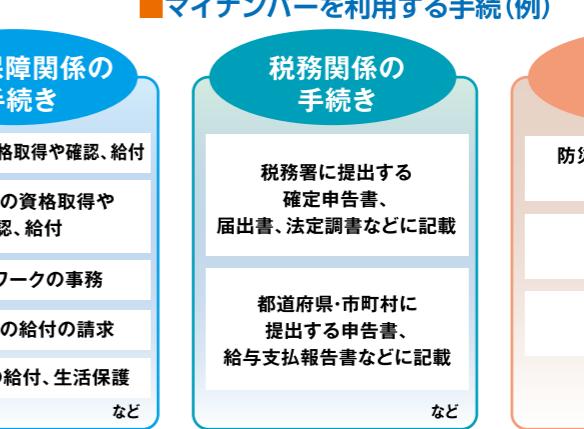


1 通知カードや個人番号カードは大切に保管しましょう。

マイナンバーは、原則として一生変わりませんので、大切に保管しましょう。なお、通知カードや個人番号カードを紛失すると再発行手数料が必要となる場合があります。

通知カードに添付された申請書などを用いて、お住まいの市町村長へ申請してください。

マイナンバーを利用する手続き



マイナンバーの安全管理

マイナンバー制度では、法律及び条例に定めのあるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集・保管することを禁止しています。また、個人情報を照会・提供するシステムなどには十分なセキュリティ対

は、本人の同意があつても禁止されています。ご家族ともよく話し合いまして、適切に管理してください。

マイナンバー制度の事務と偽つて、個人情報や資産情報を聞き出そうとしたり、手続費用を請求するなどの不審な電話やメールが確認されています。マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号などを電話などで聞くことはあり

ます。ただし、個人番号カードには、本人の同意があつても禁止されています。ご家族ともよく話し合いまして、適切に管理してください。

■マイナンバー確認書類

マイナンバー(個人番号)の確認
※マイナンバーを確認できるもの

通知カードや番号付き住民票など

※「通知カード」は身分証明書として利用できません。

身元(実在)の確認
※顔写真付きの身分証明書

運転免許証やパスポートなど

個人番号カードなら
(裏面) + (表面)

個人番号カードがあれば、一枚で両方の確認ができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使えるほか、様々なサービスに利用出来ます。



- e-Tax等の電子申請等が行える（電子証明書を搭載した場合に限る。）
- 図書館利用や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスなどに。（自治体が条例で定めた場合に限る。）

※カードには所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。

【マイナンバーについて詳しく知りたい方は】

内閣府ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

沖縄県特設ページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/bango/kouhou.html>

マイナンバーコールセンター 0120-95-0178

【不審な電話やメールのご相談】

消費者ホットライン 188

【詐欺などの被害に遭われたら】

警察相談専用電話 #9110

そのほか、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

